新型コロナウイルス感染症に係る対応について
（県民の皆様方へのお願い）

STOP COVID-19
青森県

危機対策本部の廃止

５月８日から、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけを、季節性インフルエンザ等と同じである５類感染症に変更

政府の対策本部・基本的対処方針は廃止
⇒**本県の危機対策本部・対処方針を廃止**

医療従事者等や県民の皆様方に
深く感謝申し上げます

青森県の取組（振り返り）

○　県では、今回の新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更を契機として、これまで県が行った各種取組について、専門家の御意見を踏まえ、整理と評価を行う**「振り返り」**を実施し、**次なる新興感染症に備える**こととした

↓

○　県としては、取りまとめた結果をもとに、新型インフルエンザ等対策青森県行動計画や各種マニュアル等を改正するなど、全庁を挙げて、**青森県の感染症対策の強化・充実**を図っていく

５月８日からの青森県の医療提供体制

政府は、医療提供体制について、特別な対応から幅広い医療機関による自律的な通常の対応に移行する方針

本県においても、国の方針に沿って見直しを行う

○県内全病院で新型コロナ入院対応ができる体制を目指す

○外来に対応する医療機関の拡大を図る

○「青森県新型コロナウイルス感染症総合電話相談」で24時間対応（０５７０-０６５-９６５）

※令和５年５月８日午前０時から、上記番号に変更となり相談受付開始

・青森県臨時Webキット検査センター、青森県自宅療養サポートセンター、宿泊療養施設は、５月７日をもって終了

・あおもり飲食店感染防止対策認証制度は、５月７日をもって終了

発熱等の気になる症状が生じたときの受診等

喉の痛みや発熱等の症状がある

陽性者との接触がある（感染疑いがある）

陽性者との接触がない

重症化リスクがある（※）　または　症状が重い

重症化リスクがない（※）　かつ　症状が軽い

受診を希望しない

かかりつけ医や外来対応医療機関を受診

自己検査で感染有無を確認（検査キットは自身で購入）

新型コロナ陽性

新型コロナ陰性

自宅で療養

【受診した場合】医師の指示に従い療養

【自己検査の場合】常備薬服用等により療養

ご自身の体調に応じ、受診の必要性を感じた場合は、かかりつけ医等を受診

（※）重症化リスクがある方
- ６５歳以上の高齢者
- 基礎疾患を有する方
- 妊婦

新型コロナに関する各種問合せ・医療機関の紹介は、24時間対応の「青森県新型コロナウイルス感染症総合電話相談」へ（０５７０-０６５-９６５）

※令和５年５月８日午前０時～上記の番号に変更となり相談の受付を開始します。

５月８日以降の政府が推奨する療養期間の考え方

	発症日	発　症　後						
	０日目	１日目	２日目	３日目	４日目	５日目	６日目	７日目
発症後１日目に軽快	有症状	軽快	症状軽快後24時間以後				療養終了（出勤等再開可能）	
発症後２日目に軽快	有症状	有症状	軽快	症状軽快後24時間以後			療養終了（出勤等再開可能）	
発症後３日目に軽快	有症状	有症状	有症状	軽快	症状軽快後24時間以後		療養終了（出勤等再開可能）	
発症後４日目に軽快	有症状	有症状	有症状	有症状	軽快	症状軽快後24時間以後	療養終了（出勤等再開可能）	
発症後５日目に軽快	有症状	有症状	有症状	有症状	有症状	軽快	症状軽快後24時間以後	療養終了（出勤等再開可能）

※ 発症日の翌日から10日間経過後までは、ウイルスの排出が見込まれるため、不織布マスクの着用や高齢者等ハイリスク者との接触を控える等、周りの方へ感染させないよう配慮を。

※ 法律に基づく外出自粛は求められませんので、外出を控えるかどうかは個人の判断となりますが、社会全体の感染拡大防止のためご協力を。

新型コロナワクチン接種について

【令和５年春開始（自己負担なし）】

○ 令和５年５月８日から８月まで

○・初回接種（1・2回目接種）を終了した**高齢者**（65歳以上）、**基礎疾患を有する方（12～64歳)**、**医療従事者**等
・追加接種を終了した**基礎疾患を有する方（5～11歳）**
が対象

○ オミクロン株対応二価ワクチンを使用

令和５年**秋**開始接種（自己負担なし）は、令和５年９月以降、**５歳以上の全ての方**を対象に実施予定

引き続き、ワクチン接種の検討を

必要な感染防止対策の継続

新規感染者数はそれほど多くない状況にありますが、前週比が1を超えるなど、感染が拡大する可能性がありますので、**引き続き、場面場面で必要な感染防止対策の実施をお願いします。**

場面に応じたマスクの 適切な着用

手洗い等の手指衛生

換　気

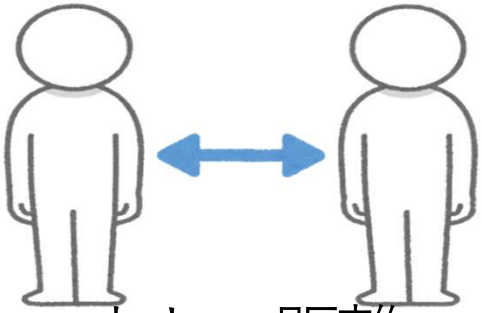

人との距離の確保（３密の回避）

新型コロナウイルス感染症を乗り越え
社会経済活動を推進していくために

今後とも、お一人お一人が
お互いを思い守り合う気持ちで
基本的な感染防止対策の実施を

県民の皆様方にお願い申し上げます